

蘭越町社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蘭越町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用の弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、この法人の事務所に勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前号以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定めるところによる。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員は、常勤・非常勤を問わず、定款第10条及び第25条に定めるとおり無報酬とする。ただし、次の法人業務を行う場合に別に定める規程により費用を弁償することができる。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 理事会及び評議員会
- (3) 監事監査及び運営指導監査
- (4) 予算に定めた会議及び研修会等に参加した時
- (5) その他、会長が必要と認めた場合

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

別表1

蘭越町社会福祉協議会役員等実費弁償支給規程 車賃・鉄道賃・日当・宿泊料

附 則

この規程は、平成29年6月22日(定時評議員会議決の日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。